

平成 21 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 アウンコンサルティング株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 信 太 明
(コード番号 2459 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
坂 田 崇 典
T E L 0 3 - 3 2 3 9 - 2 7 2 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、平成21年8月27日開催予定の当社第11期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都文京区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成21年9月1日に効力を発生することとし、その旨の附則第1条を設けるものであります。(変更案第3条、附則第1条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)に関する規定は不要となりますので、当該規定を削除するものであります。(現行定款第7条)

決済決裁合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第8条)

- (3) 社外取締役に必要な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第20条(社外取締役の責任限定)の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第20条)

(4) 会社法第459条の規定により、資本政策および配当政策を機動的に遂行することを目的として、定款変更案のとおり第32条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、あわせて同条の一部と内容が重複する現行定款第32条(剰余金の配当)を変更し、第34条(自己株式の取得)を削除するものであります。(変更案第32条、第33条、現行定款第34条)

(5) その他、上記変更に伴う条数の繰上げ等その他条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年8月27日(木)

定款変更の効力発生日 平成21年8月27日(木)

以 上

【別紙】

(下線 は、変更を示す)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)
(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、および株式の名義書換、その他株式に関する手続、手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第7条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
第9条 (現行通り)	第8条 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(基準日) 第10条 当社は毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第9条 当社は毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第11条～第15条 (現行通り)	第10条～第14条 (現行通り)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第16条～第20条 (現行通り) (新設)	第15条～第19条 (現行通り) (社外取締役の責任限定) 第20条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第7章 計算	第7章 計算

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>前項のほか、取締役会の決議により毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第34条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第34条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>第3条(本店の所在地)は、平成21年9月1日をもって効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第3条 <u>前2条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>